

仙台市漁業経営緊急支援事業 実施のお知らせ

燃油価格高騰で漁業経営へ影響を受けており、支援金の交付を受けた後も漁業経営を継続し、今後の燃油高騰の影響を受けにくい経営形態を目指す漁業者の方を対象に、漁業用燃油の購入量に応じ支援金をお支払いします。

漁業用燃油とは

浅海漁業・内水面漁業を営む漁業用船舶・養殖施設等に用いる
軽油・ガソリン・A重油等

(遊漁船業または釣りに用いる燃油は対象外)

次の3つの要件を全て満たす方が申請できます

- ◎仙台市内に所在地をおく事業所または市内に住所のある「漁業者」
- ◎漁船を所有し浅海漁業(内水面漁業を含む)を行っている方、または養殖業を営んでいる方
- ◎今後も漁業経営セーフティーネット構築事業の加入や、省エネ型漁業機器の導入をはじめとした漁業経営維持の意思がある方

支援金額: $37 \text{ 円} \times \text{購入数量} (\times) \times 1/2$ 以内の額

(※) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入した燃油の総量



詳細はこちら↑

裏面に続きます

留意事項

他の自治体から令和5年度の燃油高騰にかかる補助金を受けている場合は、その金額を差し引いた額が支給額となります。

を受けている場合は報告してください。その報告がなく申請が行われた場合は、補助金交付決定を取り消すこともあります。

必要書類

- ・様式第1号 補助金交付申請書兼実績報告書
- ・様式第1号の1 事業実績書
- ・様式第1号の2 収支決算書
- ・様式第3号 補助金交付請求書
- ・仙台市漁業経営緊急支援事業に係る燃油使用量報告書
- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に購入した漁業用燃油量がわかる書類の写し(領収書・レシート等)
- ・漁船登録書の写し
- ・漁業・養殖業を営んでいることを証明する書類の写し

※所属する漁業協同組合の購買事業で燃油等を購入している方は、漁業協同組合を通じて申請いただける場合があります。所属する漁業協同組合の支所にお問合わせください

申請メ切：令和6年6月14日（金）必着

【申請・お問合せ先】

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
仙台市経済局農林部農林企画課企画調整係あて
電 話：022-214-8265
F A X：022-214-8338
E-mail:kei008110@city.sendai.jp

